

浄化槽を長期で利用しない場合・・・

使用休止届出書が 提出できる様 になりました

令和2年4月1日からの浄化槽法の改正により、浄化槽の使用の休止・再開の届出制度が始まりました

休止期間中は浄化槽法で定められている「**保守点検**」「**清掃**」「**法定検査**」の義務が免除されます

※浄化槽の使用を再開する際は浄化槽使用再開届出書が必要です

休止届出書を提出するためには？

【届出前にすること】

浄化槽清掃業者に使用休止のための清掃を依頼してください。

【届出に必要な書類】

- ・ 浄化槽使用休止届出書
- ・ 使用休止のための清掃記録

【提出先】

浄化槽が設置されている市町村を所管する保健所（裏面参照）

休止についての Q&A

- Q** どのようなケースが休止に該当しますか。
- A** 一人暮らしで施設に入居する場合、空き家として存知する場合、家屋を売却する場合等、長期に渡って浄化槽を利用しない状態が続く場合は休止となります。
- Q** 普段は居住していませんが、帰省の際だけトイレ等を使用します。休止届出書は提出できますか。
- A** 休止期間中は浄化槽を使用することが出来ません。少しでも浄化槽を使用する可能性がある場合は、休止届出書を提出せず、「保守点検」「清掃」「法定検査」を実施してください。

届出書の様式について

石川県のホームページからダウンロード出来ます

浄化槽の設置から維持管理について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatsuhaisui/todoke/jyoukasou/tenken.html>

浄化槽に関するお問い合わせ先

使用休止届出書等に関すること

| | | |
|---------|-------|--|
| 南加賀保健所 | 生活環境課 | 電話 0761-22-0795 (小松市、加賀市、能美市、川北町) |
| 石川中央保健所 | 生活環境課 | 電話 076-275-2642 (白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町) |
| 能登中部保健所 | 生活環境課 | 電話 0767-53-6893 (七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町) |
| 能登北部保健所 | 生活環境課 | 電話 0768-22-2028 (輪島市、珠洲市、穴水町、能登町) |

※金沢市にお住まいの方は、金沢市環境指導課 (076-220-2508) へおたずね下さい。

浄化槽法制度に関すること

石川県 土木部 都市計画課 生活排水対策室 電話 076-225-1493